

議案第9号

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例及び新居浜市高齢者生きがい  
創造学園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例及び新居浜市高齢者生きがい創造学園設  
置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例及び新居浜市高齢者生きがい  
創造学園設置及び管理条例の一部を改正する条例

(新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例(平成3年条例第8号)の一部を  
次のように改正する。

第7条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(新居浜市高齢者生きがい創造学園設置及び管理条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市高齢者生きがい創造学園設置及び管理条例(平成5年条例第5号)の  
一部を次のように改正する。

第4条第1項中「規則で定めるところによりあらかじめ」を「あらかじめ」に改め  
る。

第10条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 提案理由

組織機構改革により、新居浜市生涯学習センター及び学習館並びに新居浜市高齢者生きがい創造学園を教育委員会へ移管することに伴い、施設の管理について教育委員会規則で定めることとするため、本案を提出する。